

## 奈良県教育委員会告示第二号

奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する基準を定めたので、次のとおり告示する。

令和三年四月二十三日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する基準

### 第一 趣旨

この基準は、奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則（令和三年三月奈良県教育委員会規則第十三号。以下「規則」という。）第三条第三項の規定により、週休日及び勤務時間の割振り等に関し、必要な事項を定める。

### 第二 対象業務

校長が勤務時間を割り振ることができる業務は、あらかじめ学校で計画されている業務であって、学校の管理下で実施される次の各号に掲げる業務とする。この場合において、(七)により勤務時間を割り振るときは、あらかじめ奈良県教育委員会と協議しなければならない。

- (一) 宿泊を伴う修学旅行等の引率業務
- (二) 文化祭、体育祭等の学年又は学科単位以上で行う学校行事の指導業務（事前準備業務を含む。）
- (三) 家庭訪問の業務
- (四) 教育相談の業務
- (五) 入学選抜試験の業務
- (六) 現場実習・社会見学等の引率業務
- (七) その他教育委員会が認める業務

### 第三 割振りの期間

校長は、第二の対象業務に従事する職員（以下「担当職員」という。）に対し、当該業務を行う日の属する週を含む四週の期間を定め、当該期間における週休日が八日となるように当該担当職員の勤務日を定めなければならない。ただし、特に勤務することを命ずる必要がある場合を除き、土曜日及び日曜日を週休日とするものとする。

#### 第四 割振りの方法

校長は、勤務時間の割振りを実施する必要があるときは、次に掲げる要件を全て満たすように勤務時間の割振りを実施するものとする。

- (一) 勤務時間の割振りを実施する日が連続して十二日を超えないようにすること。
- (二) 勤務時間は、割振り単位期間の四週間を超えない期間につき、一週間当たり三十八時間四十五分とすること。
- (三) 勤務時間の割振りは、一時間又は十五分を一単位とし、一回の勤務に割り振ることのできる時間は十六時間以内とすること。
- (四) 午後十時から翌日午前五時までの間は、勤務時間の割振りを実施しないこと。
- (五) 一日の勤務時間は、連続する時間となるようにすること。
- (六) 一日の勤務時間が六時間を超えるときは少なくとも四十五分、八時間を超えるときは少なくとも一時間の休憩時間を、勤務時間の途中に設けること。
- (七) 一日の勤務時間（七時間以下となる場合を除く。）のすべてについて年次有給休暇を取得する場合における年次有給休暇、特別休暇又は職務専念義務免除の取得単位は時間単位とすること。

#### 第五 勤務時間の割振り簿

校長は、週休日及び勤務時間の割振りを実施するときは、対象職員ごとに勤務時間の割振り簿（別記様式一。以下「割振り簿」という。）に所要事項を記載し、当該四週間の初日から起算して十四日前までに、当該職員の確認を得るものとする。また、割振り簿の保存期間は、五年とする。

#### 第六 出勤簿の表示

- (一) 日曜日又は土曜日以外の日を週休日とした場合は、出勤簿の当該日の欄に「勤務不要」の表示をするものとする。
- (二) 週休日以外の日に勤務時間が割り振られていない日を設定した場合は、出勤簿の当該日の欄に「割振無し」の表示をするものとする。

#### 第七 その他

この基準に定めるもののほか、勤務時間の割振りの実施に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この基準は、令和三年四月一日から施行する。

